

令和5年度普通会計決算認定特別委員会

令和6年10月11日（金）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

岡田（理）委員長

ただいまから普通会計決算認定特別委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに議事に入ります。

これより公安委員会関係の審査を行います。

まず、理事者から説明を受けることにいたします。

堺警察本部長

令和5年度決算に係る主要施策の実施状況及び決算の概要につきまして、お手元の説明資料により御説明申し上げます。

3ページを御覧ください。

令和5年中、県警察では、安全安心を誇れる徳島県の実現を運営指針として、五つの運営重点に基づき各種施策を推進いたしました。

第1は身近な犯罪の抑止です。

刑法犯認知件数は、平成16年以降減少や横ばいを続けてきたところですが、昨年中は2,673件と、前年と比較して約18.5%増加いたしました。

コロナ禍での行動制限が緩和され人流が活発化してきたことなども踏まえ、今後の動向について注視すべき状況にあると認識しております。

県警察では、犯罪の取締りや街頭活動等に加え、関係機関・団体と連携し、地域の治安情勢に即した犯罪抑止対策や、県民が安心して利用できるサイバー空間の実現に向けた諸対策を推進してまいりました。

また、ストーカーや児童虐待事案等、女性や子供が被害に遭う人身安全関連事案に対しては、認知の段階から被害者の安全確保を最優先に、加害者の検挙による加害行為の防止、被害者の保護措置等、早期の対応に努めたところです。

第2は重要犯罪等の徹底検挙です。

昨年中の殺人や強盗等の重要犯罪は、認知件数は36件、検挙件数は25件、検挙率は約70%でした。

重要犯罪等の発生は、県民の体感治安の低下につながることから、事件を認知した際には、多くの捜査員を投入して犯人の検挙に努めたほか、現場又はその周辺における客観証拠の収集を徹底するなど、早期解決に努めたところです。

また、幅広い年齢層に被害が広がっている特殊詐欺事件につきましては、被害件数は72件と前年に比べてほぼ倍増、被害総額につきましても約4億5,217万円と約6倍に増加しており、厳しい情勢にあると認識しております。

これらの事案に対しましては、県民の抵抗力を高めるための啓発活動や金融機関等と連携した対策を推進するとともに、関係被疑者の検挙や犯行グループの捜査を展開するなど、特殊詐欺の根絶に向けた取組を推進したところです。

第3は交通死亡事故の抑止です。

昨年中の交通事故死者数は28人と前年に比べ5人増加しており、依然として高齢者が加害者、被害者となる事故が多く、高齢者の交通死亡事故抑止対策が喫緊の課題となっております。

県警察では、こうした交通事故の実態を踏まえ、関係機関・団体と連携した歩行者の安全確保や交通安全教育、交通実態に即した交通環境の整備に努めたほか、飲酒運転等の悪質、危険な違反の指導取締り等、多角的な取組を推進し、交通死亡事故の抑止に努めたところです。

4ページを御覧ください。

第4は大規模災害、テロ等への対処です。

近年、全国各地で自然災害が激甚化、頻発化する中、特に本年1月の能登半島地震の発生により、改めて災害対策の重要性を認識したところです。

県警察では、今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震をはじめ、あらゆる自然災害に的確に対処できるよう、活動拠点の整備や機能強化を進めるとともに、自治体や関係機関等と連携して、初動対応訓練を繰り返し行い、対処能力の向上と強化を図ったところです。

また、厳しい国際テロ情勢を踏まえ、テロ等の事態を想定した訓練を重ねるとともに、消防、自衛隊、海上保安庁等の関係機関と連携し、緊急事態に対する対処能力の向上にも努めたところであります。

第5は組織基盤の強化です。

科学技術や情報通信技術の目覚ましい発展等により社会の諸情勢が急速に変化する中、近年、サイバー犯罪や特殊詐欺のような非対面型犯罪が高水準で推移しているなど、治安上の課題は一層複雑化していると認識しております。

県警察では、これらの諸問題に的確に対処するため、昨年春、企画・サイバー警察局の設置をはじめとする組織改編を実施するなど、組織体制の見直しや警察活動の高度化、合理化に努めてまいりました。

引き続き、変容する治安・社会情勢や県民のニーズ等を踏まえ、組織体制の強化や業務の合理化等を進めてまいります。

5ページを御覧ください。

主要事業の内容及び成果については、5ページから6ページにかけてそれぞれ記載のとおりでございます。

続きまして、7ページを御覧ください。

歳入歳出決算額について、御説明申し上げます。

まず、（1）の歳入決算額ですが、予算現額16億992万3,000円に対しまして、収入済額は使用料及び手数料等総額14億2,098万9,400円となっております。

なお、収入未済額の152万5,099円につきましては、県警察学校の給食業務委託先の契約解除に伴う違約金のほか、放置違反車両の運転者の特定が困難な場合、その車両の使用者が納付する放置違反金が未納となっているものです。

続きまして、（2）の歳出決算額ですが、222億4,822万9,500円に対しまして、支出済額は、人件費や施設整備費、その他活動費で総額215億7,454万1,064円となっております。

説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

岡田（理）委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

大塚委員

今日は自転車のヘルメットの着用促進と空き家対策についてお尋ねしようと思います。

自転車利用者の安全教育についてなんですが、先ほど本部長から、令和5年度中の交通事故死者数が5人増加していると報告していただきました。

交通事故を1件でも減らすために、ヘルメットは亡くなったり、重度化を防ぐ意味でも非常に大事なんですけども、その前に交通マナーも大事だと思います。

県内で自転車通学している中高生も多く、二人乗りとか並進とか、マナーが悪い自転車もあるわけです。

学校との連携も必要となってくると思いますが、令和5年度、こういった自転車利用者への安全教育についてどのようにされていたか、お聞きしたいと思います。

田村交通部参事官兼交通企画課長

自転車利用者への安全教育につきまして御質問を頂きました。

県警察では、自転車の安全利用に係る対策といたしまして、学校等における交通安全教育や街頭における広報啓発活動を実施いたしまして、自転車のマナー向上に努めているところでございます。

安全教育につきましては、市町村と連携し、また学校からの要請に基づき、各学校に警察官を派遣いたしまして、小学校、中学校、高等学校において、グラウンドを利用したの参加体験型の講習や、スタントマンが実際に交通事故を発生させるスケアード・ストレイト方式の講習により安全教育を実施しているほか、子供自転車大会、高齢者自転車大会等を通じまして自転車の交通ルール遵守の意識向上にも取り組んでいるところでございます。

広報啓発活動といたしましては、関係機関や団体と連携いたしまして、街頭のキャンペーンや県警ホームページ、SNS、ケーブルテレビなど、様々な広報媒体を活用いたしまして、自転車の安全利用について呼び掛けなどを行っているところでございます。

大塚委員

学校に出向いて、実際に自転車に乗っての安全指導を行っていただいているようですが、高校生はヘルメットをかぶっていない方が非常に多いです。中学生の多くはかぶっているんですけども、高校になると途端に着用率が減るわけです。

その理由なんですが、私がお聞きした中では、髪型を気にすることがあるようです。実際のところはどうか、理由が分かったら御報告をお願いしたいと思います。

田村交通部参事官兼交通企画課長

高校生がヘルメットを着用しない理由についての御質問でございます。

昨年において、県内で自転車に関係する交通事故の件数に占める高校生の割合は約23%を占め、ほかの年代と比較して発生が多く、通学等で自転車の利用が多い高校生に対する交通事故防止対策と自転車乗車用ヘルメットの着用推進が重要な課題と認識しているところでございます。

令和5年8月に警察庁が結果を公表いたしました自転車の交通ルールに関するアンケート調査結果によりますと、高校生が自転車乗車中にヘルメットを着用しない理由について最も割合が高かったのは、ヘルメット着用は飽くまで努力義務だからであり、続きまして、みんながかぶっていないから、髪型が崩れるからという理由が高い割合を占めておりました。

今後とも、県警察では関係機関・団体等と連携し、交通事故発生時の被害軽減を図る上での自転車乗車用ヘルメット着用の重要性を啓発いたしまして、高校生のヘルメット着用の促進を図ってまいりたいと考えております。

大塚委員

実は、中学校は、校則の中で決められてというのがあと思うんです。

高校は、校則で決めているところも一部あると聞いているんですが、それは一つの大きな理由だと思います。

高校生になりますと、髪型を気にします。ヘルメットをかぶっていると、脱いだときに髪型が乱れて、それを学校ですぐに直すのは大変だということがあって、多分しているところもあると思うんですが、高校生にヘルメットをかぶっていただくようにするには、全体的な機運を高める必要があると思うんです。

先ほどの学校に行つての指導は、できたら高校にも行ってやっていただいて、実際に交通事故で自転車に乗って倒れたときにどういうことが起こるのか。重大な死亡につながったり、重大なのは頭なんです。交通事故によって倒れたときの衝撃というのは、頭蓋骨がありますけど、それを越えます。それぐらい命にも関わりますし、命が助かっている人にも後遺症として非常に残るわけです。

そういうことで、更に聞きますが、令和5年度はヘルメット着用に向けてどのように取り組んでいるか、お聞かせ願いたいと思います。

田村交通部参事官兼交通企画課長

ヘルメット着用推進に向けての取組でございます。

昨年4月から全ての自転車利用者に対しまして、ヘルメットの着用が努力義務となったところでございますが、小学校、中学校の自転車ヘルメット着用は浸透しているものの、その他の年代は着用が進んでいない状況でございます。

県警察では、これまでも関係機関・団体と連携した街頭でのキャンペーン、着用啓発動画の制作及び県教育委員会や自治体、高等学校への働き掛けにより、乗車用ヘルメットの着用促進に向けた取組を行ってきたところでございます。

昨年5月からは、ヘルメット非着用者に対して警察官が自転車安全カード、通称イエローカードと申しますが、これを交付して着用指導を実施するなど、ヘルメット着用促進に向けた取組を強化しているところでございます。

このほか昨年、みなと高等学園、穴吹高校を自転車乗車用ヘルメット着用推進モデル校に指定するなど、高校に対する自転車ヘルメット着用推進を図ったところでございます。

今後とも、関係機関・団体と連携して、全ての世代のヘルメットの着用促進に取り組んでまいります。

大塚委員

愛媛県は、結構着用率が高いんです。

その理由は、実はノーヘルメットで自転車に乗っているときに事故を起こして、確か2名亡くなったという中で、親御さんのいろんな働き掛けもあったんだと思います。

自分の子供とか、孫を亡くすという悲しみは非常に大きなものだと思うので、ほかの高校生、友達とかがそういうことにならないように、本当に必死になって対策を考えられていると思うんです。その中には、学校の校則も入っていたと思います。

部署は教育委員会になると思うんですが、教育委員会とも連携しながら、あらゆる手立てを使って着用率が上昇し、安心して自転車に乗れる状況を作っていただきたいと切に思います。

次に、県内でも、空き家を対象にした盗みとかが非常に増えています。

私は阿波吉野川署の管内でありますけれども、阿波吉野川署は規模からいうとそんなに大きな署でもないのに、県内でも一番多いと聞いています。

そこで、令和5年度の県内における空き家を対象にした窃盗犯罪の発生状況と、阿波吉野川署管内の状況を教えていただきたいと思います。

上田生活安全部参事官兼生活安全企画課長

委員から、県内及び阿波吉野川警察署管内の空き家を対象とした犯罪情勢について御質問を頂きました。

県内における空き家を対象とした窃盗被害は、統計を取り始めた令和2年中は13件、令和3年中は9件、令和4年中は9件でしたが、令和5年中は104件と大幅に増加しております。

阿波吉野川警察署管内における被害状況は、令和2年中は1件、令和3年中は0件、令和4年中は2件、令和5年中は26件となっているところです。

県警察におきましては、徹底した現場鑑識など、所要の捜査を行いまして、これまでに令和5年中の被害のうち85件を検挙し、検挙率は81.7%となっているところでございます。

大塚委員

かなり検挙率が高いと思います。

空き家に入った人を捕まえることは難しいですが、かなり最近の手法も取り入れてと聞いたこともありますので、そういう検挙率なら安心しております。

引き続き、きちんと対策をしていただきたいんですが、犯罪防止にどのように取り組んできたのか、教えていただきたいと思います。

上田生活安全部参事官兼生活安全企画課長

委員から、空き家における犯罪対策について御質問がございました。

県警察においては、空き家における窃盗被害を防止するため、SNS等により玄関や窓の施錠の徹底、防犯カメラや防犯フィルム、補助錠等の活用などの防犯対策を呼び掛けております。

また、パトロール等の街頭活動や警察官による防犯指導も行っているほか、関係機関・団体等と連携した各種防犯活動も推進しているところでございます。

空き家を対象とした窃盗事件の増加については、危機感を持って対処しているところでありまして、引き続き、犯罪情勢を的確に分析した上で、効果的な犯罪抑止に向けた取組を進めてまいります。

大塚委員

私の質問はこれで終わるんですが、一つお願いです。令和5年度から阿波吉野川警察署の新しい建て替え場所でいろいろ話があって、場所は吉野川市役所の近くなんですが、線状降水帯で100mmを超えるのが、例えば4時間、5時間続いたときに、少し土盛りした高台にあってもそれでは十分でないです。やはり排水がどうなっているかということが非常に大事で、排水がきちっとできれば、それは防げます。そういうことも視野に入れて、是非決めていただけたらと思います。

近藤委員

私からは、ランサムウェアの被害状況及び企業の啓発運動について御質問をさせていただきます。

説明資料の4ページの組織基盤の強化という項目に、企画・サイバー警察局を設置したとありますが、昨今の情勢に鑑みて、県警においてもサイバー犯罪対策を強化しているものと認識しております。

サイバー犯罪は社会的にも大きな問題となっており、徳島県においても、半田病院や鳴門市の山上病院がランサムウェアによるサイバー攻撃を受けたことは記憶に新しいと思います。

ランサムウェアの被害状況については、インターネットなどで調べても潜在的な部分もあるためか、被害実態がよく分かっておりません。

そこで、令和5年中の全国や徳島県内のランサムウェア被害について、これまでの推移が分かるように説明のほどお願いいたします。

山口警務部企画・サイバー警察局長

全国及び本県におけますランサムウェアの被害状況についての御質問を頂きました。

全国都道府県警察から警察庁に報告がございましたランサムウェア被害の件数につきましては、令和3年が146件、令和4年が230件、令和5年が197件でございまして、高い水準で推移している状況でございます。

本県におきましては、令和3年が1件、令和4年が1件、令和5年度でございまして、令和6年1月に被害相談を受理しておりまして、いずれも法人が被害に遭っているものでございます。

近藤委員

全国的にも多く発生しており、本県においても毎年のように発生している状況です。

病院や企業など、ランサムウェアによる被害が発生すると、その業務が停滞し相当な影響を及ぼすこととなりますが、これらの犯行の手口はどのようなものがあつたのか教えてください。

山口警務部企画・サイバー警察局長

ランサムウェアを使った犯行手口の内容についてでございます。

ランサムウェアとは、感染すると端末等に保存されているデータを暗号化して使用できない状態にした上で、そのデータを復号する対価として金銭を要求する不正プログラムのことをいいます。

従来、ランサムウェアを用いた事犯は、暗号化したデータを復号させるための対価を要求する手口が一般的でしたが、近年は、データの暗号化のみならず、暗号化する前のデータを窃取した上で、企業、団体等に対し、対価を支払わなければデータを公開するなど金銭を要求する二重恐喝の手口も見られるところでございます。

また、ランサムウェア事犯のほか、企業、団体等のネットワークに侵入しデータを暗号化することなくデータを窃取した上で、対価を要求するノーウェアランサムの手口による被害も散見されているところでございます。

近藤委員

各企業などを対象にサイバー攻撃に関する啓発活動はしているものと思いますが、それらの啓発活動の実施状況や具体的な啓発内容について教えてください。

山口警務部企画・サイバー警察局長

ランサムウェア被害を防ぐための啓発内容等についての御質問でございます。

ランサムウェアによる被害を防止するための対策としましては、まず感染を防止するための対策として、電子メールへの警戒、ソフトウェア等の脆弱性対策、ウイルス対策ソフトの導入、認証パスワード等の適切な管理等が挙げられるところでございます。

また、被害を軽減するための対策としまして、重要なデータに対する定期的なバックアップの取得、アクセス権限の付与範囲の最小化等が挙げられるところでございます。

県警察では、県内の企業、団体等における被害防止を図るため、県警ホームページやSNSを活用した広報・啓発のほか、中小企業を対象としました各種研修会やセミナー等に講師を派遣するなどして、ランサムウェアの危険性や対策方法を周知しているところでございます。

また、令和5年には、県及び医師会との3者間で徳島県医療機関等サイバーセキュリティ共同対処協定を締結しまして、医師会等が開催するサイバーセキュリティ講習への講師派遣、サイバー事案発生を想定した初動対応訓練、医療機関に対するセキュリティ点検等を実施しているところでございます。

今後も引き続き、関係機関との連携によりまして、セミナー等の対象事業者を拡大する

などして、各種サイバー犯罪の手口や対処方法の周知に努めてまいりたいと考えております。

近藤委員

ランサムウェアの被害は、自分が被害者になったというのがすぐに分かると思うんですが、ノーウェアランサムというのは実際自分が感染したかどうか非常に分かりづらく、大体気付くのに1年ぐらい掛かるといわれております。

その1年間の間に、感染したパソコンから他の取引先企業にメールなどを送信して、今度は、自分が被害者から加害者になるという案件も全国でも多発していると聞いております。

そういう感染もあることを、啓発運動の中で強く言ってほしいと考えています。

梶原委員

まず、免許証とマイナンバーカードの一体化の内容についてお尋ねします。

説明資料6ページの運転免許行政のデジタル化事業で、免許証・マイナンバーカードの一体化と書かれています。

来年から運用開始となると聞いているんですが、昨年度からシステム整備などの事業を進めていただいていると聞いています。

新聞報道とか様々な報道でもお聞きするんですけども、制度の内容について、なかなか難しくて内容がよく分からないところがありますので、どういう仕組みで一体化されるのか、簡単に説明をお願いできればと思います。

田村交通部参事官兼交通企画課長

免許証とマイナンバーカードの一体化の内容につきまして御質問を頂きました。

令和4年の改正道路交通法によりまして、マイナンバーカードと運転免許証の一体化に関する法令等が整備されまして、令和7年3月24日に施行される予定でございます。

これによりまして、運転免許証等の保有形態は、運転免許証の免許情報が記録されたマイナンバーカードのみを保有する場合、免許情報が記録されたマイナンバーカードと従来の運転免許証の双方を保有する場合、マイナンバーカードに免許情報を入れずに従前どおり運転免許証を保有する場合の三つの形態を保有者本人が選択できることとなります。

なお、保有形態でございますが、更新時に限らずいつでも変更することが可能となります。

また、免許情報が記録されたマイナンバーカードには、免許の取得年月日、有効期間の末日、免許の種類、免許の条件、顔写真などが記録されることとなります。

免許情報が記録されたマイナンバーカードのみを持つ場合のメリットといたしましては、住所、氏名等の変更手続を市町村で行うと、警察への変更の届出が不要となります。

なお、運転免許証の交付を受ける場合と比べまして、更新手数料が低額となります。

梶原委員

保有形態が3通りあるということで、選択肢が様々なのは良いと思います。

変更もいつでも可能で、また住所、氏名の変更手続を市町村で行った場合には警察への変更の届出は不要ということで、こういったメリットも様々にあるようなんですが、こういう制度は難しいので、特に気になるのは、高齢者の皆様に理解していただくのがなかなか大変かと思います。

まだマイナンバーカードに対しての不安を持たれている方というのは少なからずおられますので、様々な機会を捉えて、高齢者の方には丁寧な周知を図っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、令和5年度の聴覚障がい者の方に対しての県警本部の対応についてお聞きしたいんですが、まずは、県警の窓口において耳マークの設置状況がどうなっているのか、お尋ねいたします。

田村交通部参事官兼交通企画課長

耳マークの設置状況についての御質問を頂きました。

聴覚に障がいがある方が、警察の窓口で気兼ねなくお声掛けいただけるよう、各警察署や運転免許センター窓口には耳マークを設置して対応しているところでございます。

梶原委員

既に各運転免許センターとか県警本部には、耳マークは設置されているということでございます。

先日、聴覚障がい者の支援者の方が阿波運転免許センターで手続をされたときに、窓口で対応していただいた職員の方が非常に良い対応で好印象を抱いたというお声がありまして、うれしく思ったわけなんです。聴覚障がい者の方に限らず、最近では中途失聴の方とか難聴の方とか、また高齢者の方で耳が遠い方など、こういった方々がたくさんおられまして、運転免許センターとか県警での手続だけでなく、いろんな行政窓口での手続に不安を持たれている方はたくさんおられます。

ですので、こうした職員の方に本当に良くしていただいたというのは、この不安を解消する一つの大きな手助けになったと思っております。

今後、この耳マークにつきましては、置かれているのと置かれてないのでは、聴覚障がい者の方をはじめ、高齢者の方にとってみたら安心感が違ってきますので、どうか耳マークをしっかりと目立つところに置いていただくように要望させていただきたいと思っております。

あともう1点が、聴覚障がい者に対する対応ということで、令和5年度におきましても、県警で聴覚障がい者の方の窓口対応をされる機会も様々に多かったと思います。そういった方々への対応について、職員の間でどのように周知されているのか、その辺もお聞かせいただければと思います。

田村交通部参事官兼交通企画課長

聴覚障がい者の方に対する対応につきまして御質問を頂きました。

聴覚障がい者の方が来庁した際には、筆談等により対応を行っていますが、職員に対する指導教養を徹底いたしまして、引き続き聴覚障がい者の方が援助の申出をしやすい環境

づくりに努めますとともに、手話のできる職員の養成を図るなどして、聴覚障がい者に配慮した運転免許証交付を実施してまいります。

梶原委員

お忙しい職員さんにとってみたら筆談も大変な手間の掛かる作業かと思うんですが、ほとんどの方は手話ができないと思いますので、筆談でしっかり丁寧に対応していただきたいと思っております。

この窓口対応に関しましては、高速道路のインターチェンジのレストランとかでも使われておりますけども、注文された方がベルを持っていて料理ができたならそのベルが振動するといった機器があります。あすたむらんどのレストランにもそういった機器が設置されておまして、そういった機器とかも今後場面に応じて使っていただけるんじゃないかと思っておりますので、聴覚障がい者、高齢者、難聴者の方が安心して様々な行政窓口に行けるような取組を是非とも今後もしっかり行っていただきたいと思います。

最後に要望なんですが、来週いよいよ衆議院選挙がスタートいたします。

これは前々から県警にも相談、要望させていただいているんですが、選挙ポスターの器物損壊が、私どもの党のポスターだけでなく、いろんなところで起こっていると思うんですが、そういう事案がすごく多いです。

なかなか犯人を捕まえるのは難しいみたいなんですけども、被害届もその度に出させていただいております。今ちょうど選挙時期でもありますし、やはりこれは選挙妨害ですので、厳しく取り締まっていただけるように強く要望いたしまして終わります。

仁木委員

私からは、毎部局の質問でさせていただいてる部分を掘り下げていきたいと思います。

私は、常任委員会は常に経済委員会に所属していますので、県警の皆さんとこうして議論させていただく機会が少ないわけですし、4年前の決算認定特別委員会以降、そういった議論をしていません。

4年前の議論は覚えていますので、今回もその点を確認させていただきたいと思います。

聞かせていただきますのは、決算認定特別委員会でありますから、当初予算を皆さん方が議会に上程して積算の中で御説明いただいたものを我々も調査、審査させていただいて、議会で賛成していくという流れの中で、年度執行された後に残った不用額がありましたら、その分というのは積算から外れた分、それは、その事業が一部できていなかったんでないかとお見受けできるところでございます。

なかったらなかったで結構なんですが、当初予算額と比較して、年度中に補正もしますから最終的には当初予算から予算現額を引いた額プラス不用額が当初予算と比較して4割以上ある分について、言いにくい部分もあるかと思いますが、決算認定特別委員会でございますので、御説明をお願いできればと思います。

富永警務部参事官兼会計課長

委員から、最終予算現額のうち不用額が4割を超えている項目につきまして御質問を頂きました。

不用額が4割を超える歳出科目という観点でお答えさせていただきますと、歳出予算現額のうち不用額が4割を超えておりますものは11項目ございます。

このうち主なものとしたしましては、公安委員会費の旅費や職員の療養補償費等としての警察本部費の災害補償費、あるいは阿南及び阿波運転免許センターの運用に係る光熱費の分担金等としたしましての運転免許費の負担金、補助及び交付金などが挙げられます。

これらにつきましては、いずれも予算編成の段階におきまして必要額をあらかじめ正確に見積もることが困難でございまして、結果的に実績額との差額によって不用額が生じたところでございますが、今後とも可能な限り見積もりができますよう精査に努めてまいりたいと考えております。

仁木委員

旅費等々は積算が難しい、旅費は使うか使わないか分からないし難しいと思いますので、それは圧縮してとは言いません。

ほかの光熱費の部分は分担金ですから難しい部分もあると思いますし、仕方ないと思っています。

ですから、今回御説明いただいた分については、私は納得しておるわけなんです、4年前に指摘させていただきましたのは、いわゆる駐在所の妻さんの報償費があると思うんですが、古い記憶ですけども、その部分が6割消化されていなかったようにうっすら覚えているわけなんです。

その部分が改善されているのかどうかということをお聞かせいただきたいんですが、そのとき私が指摘したのは、見立てが甘いのではないかという議論はしていないんです。当時やらせてもらったのは、駐在所に妻さんが行くというのは近年なかなかしんどい話かもしれないので、予算が取れているんだから、あるんだったらその単価を上げたらどうですかという意図で質問させていただいたわけなんです。

ですから、なかなか行ってくれないのであれば、せっかく取った予算なんですから、単価を上げて執行に努めてもらうということで意見を述べさせていただいていたんですが、令和5年度を含めて、その後どんな感じになっているのかを教えてくださいたいと思います。

富永警務部参事官兼会計課長

駐在所報償費について御質問を頂いております。

まず最初に、駐在所家族報償費とは、駐在所に居住し、駐在所を訪れる地域住民の方々の接遇など警察業務に協力いただいております駐在所員の御家族の労に報いるため、一定の条件に基づき御家族に対して報償金を支給するものでございます。

この報償金の支給額につきましては、県警察において、国の地方財政計画に示されております地方交付税上の財源措置の基準額に相当する金額を支給しているところでございます。

近年、この基準額に変動がないと承知しておりますが、引き続き国や他県における議論を注視しつつ、駐在所家族報償費の在り方につきまして検討してまいりたいと考えております。

仁木委員

予算としては、今回、不用額で言ってくれなかったから、改善されているのかどうか。改善の仕方というのは私が意見を述べさせていただいたようなやり方なのか、もしくは、いわゆる当初予算を改めというようなやり方でやっているのかどうか、教えていただければと思います。

富永警務部参事官兼会計課長

駐在所家族報償費の不用額についてでございますが、令和5年度で申しますと、まず予算額2,370万円に対しまして、不用額は766万3,000円、率にして約67%でございます。

令和4年度につきましては、予算額3,033万6,000円に対しまして、不用額1,177万1,000円、率にして61.2%でございます。

その前の令和3年度におきましては、予算額3,318万円に対しまして、不用額1,034万9,000円、率にして68.8%でございます。

率は大体60%から70%弱の間を推移しておるわけでございますが、年度当初におきまして、家族帯同で行かれる駐在所員の方の数を讀むのがなかなか難しゅうございまして、今後その数が増えることも当然考えられますことから、ここ3年を見ておりますと、予算額は段々下がってきておるんですが、引き続き、今後の推移を見極めながら予算の積算を行いますとともに、できるだけ執行いただけますように努めてまいりたいと考えております。

仁木委員

積算を改めてとは、私は思っておりません。

改めるとするならば、増額というか、単価を上げたほうがいいのではないかという部分ですから、その観点も考えていただければと思います。

駐在所の妻さんというのは大変だと思います。長生町は駐在所がなくなってしまったのですが、昔は500円拾ったら持って行って、処理してもらったりしてましたけれども、住み込みで行くというのは大変だと思いますし、そこに人が集まらないのも分かります。

今、国の基準に合うというんだったら十四、五万円ですか、それぐらいになるんだろうと。25万円を超えることはないんでしょうけど、極端に言ったら50万円でも、予算があるんだったら上げたらいと私は思うわけなんです。

例えば、家族に対してもそうです。単価が上げられないというんだったら、家族の分を増やすとか、予算を有意義に、駐在所というのは地域に絶対必要なので、せっかく取れている予算はいろんな形でやっていってもらったほうが良いのではないかと思うんです。

例えば、駐在所の妻さんを増やしていくためのものであれば、認めていただいた分であれば流用してもいいと思いますし、そういったことも考えていただいて、不用額を執行していくというやり方を意見として述べさせていただきたいと思います。

最後に一つ、令和5年だったか、過去にいわゆる捜査費を執行するときのエビデンスの仕方がまずかったという報道があったと思うんです。

そういったことが起こったらどうなるかということ、捜査費の執行を渋ることがあるのではないかと思うわけなんです。

先ほどの御答弁で、不用額のところで多いのは何かという話をしましたが、そこには入っていなかったように思うんですが、その部分の執行状況はどんな感じですか。

富永警務部参事官兼会計課長

捜査費に関する御質問を頂いております。

県費の捜査費につきましては、令和5年度で申しますと、予算額が1,300万円でございますけれども、その執行額は大体約5割となっております。ですから不用額も約5割という状況でございます。

ここ数年、大体こういうふうに移移しております。

仁木委員

これもせつかく付いている予算で、公金ですから公平公正にしなければいけないというところも分かりますが、執行をしづらくしない、ただしチェックができるというやり方でやっていくべきではないかと思っているんです。

だから、予算の執行割合がそういうことで減ることがないように、極力しっかりと捜査情報を集めるためにしていただきたいと思います。

警察というのは特殊ですね。情報がなかったら検挙までつながらないのは当たり前の話ですから、検挙率を上げるというのは情報が必要ということになると思います。

その点、改めるべきものは改めるんでしょうけども、がちがちに改めるのではなくて、今の政策活動費で言っているのと同じで、チェックができればそれでいいと私は思うわけなんです。

がちがちに執行しづらいというようなやり方は、円滑な捜査になっていかないのではないかと思いますので、厳しいことは厳しく言いますが、がちがちでないやり方で予算執行に努めていただきたいと意見として述べさせていただいて、私からの質問を終わります。

井下委員

説明資料にもありました地域警察の再編事業として、池田交番が整備されたところでございます。

池田交番は範囲が広くて、これまであった、白地、佐野、箸蔵の駐在所を一つにして運用していくということでございますが、池田交番を整備するに当たっては、私も総務委員会で、整備するまでいろいろと意見を言わせていただきました。

駐在所とは違うということで24時間運用になっておりますが、開所後どのようなになっているか、簡単に教えてください。

平松警務部参事官兼企画・サイバー警察局総務企画課長

今、御質問のありました令和5年度事業で整備いたしました池田交番につきましては、設置後5か月間の活動状況を見ますと、統合前と比べ、パトロール時間が約1.7倍、巡回連絡実施件数も増加するなど、地域警察活動が強化されたものと認識しております。

井下委員

そういう効果があると聞いていたので、成果も出て良いなと思っております。

その反面、私のところに駐在所がなくなった地域の方からいろんなお声を頂くのですが、ここ数年、県警察としては地域警察再編計画で、当然この池田交番に限らず県内いろんな場所で統廃合を進めているところでございますが、先ほど頂いたプラスの成果もあるのだけど、少なからずマイナスのネガティブな意見も県警に届いていると思いますので、どういった意見が寄せられているのか、具体的に教えてほしいのと、またその意見に対して、県警でどのように捉え対応していくのかを教えてください。

平松警務部参事官兼企画・サイバー警察局総務企画課長

交番駐在所の統廃合に伴う地域住民の方のマイナス意見という御質問でございます。

統合後、地域住民の方から、施設までの距離が遠くなった、緊急時に駆け込める施設がなくなり治安が低下したのではないかと、駐在所員もいなくなり寂しいなど、利便性や治安低下を懸念する声も寄せられているところでございます。

統合前後で刑法犯認知件数等の治安指数に現時点で大きな変化はないところでございますが、警察官立寄所とした駐在所はパトロールや地域防犯活動の拠点として活用しているほか、統合によるスケールメリットを生かしたパトロールや巡回連絡など見せる活動の強化により、地元住民の安心感の醸成に努めているところでございます。

地域住民の方々に寄り添って、引き続き地域に根ざした活動を行うとともに、再編のメリットを生かした地域警察活動に努めてまいりたいと考えております。

井下委員

あれもこれもというわけにはいかないとは思いますが。

先日、駐在所の電話の件で、地元で電話ぐらい置いといてくれっていう話があったんですが、内容を見ると必要なのかわかっていうところもあります。気持ちの問題というところも多々あるので、これまで大事にしてきた分、余計になくなると寂しいという思いがたくさんあります。

先ほど大塚委員の質問の中で、空き家の強盗が104件ぐらいあって、最近では関東のほうでは空き家でなくても泥棒が入ってくる。治安が悪くなっているというか、変化していく中で、やはり見える化というのはものすごい大事だと思っております。

先日、お祭りや運動会に行くと制服を着た警察官の方が結構出てくださいっておりまして、前と変わらずというか、駐在所があったときと変わらず出ているなど大変有り難く思っておりますので、引き続き地域の方とやっていただきたいなど。

先ほど、仁木委員の質問にもあったんですけど、昔は同級生とか学校にも家族の方という子供がいたりしてわいわいとやっていたんですが、なかなか家族の方とか、子供を連れてくる方もいなくなったというのもあったりして、逆に言うと、独身の若い男前のお兄さんが来ると、数少ない若い女性を連れて帰られることもありますのであれなんですけど、そういったところで、適材適所じゃないですが、素敵な人材を地域に派遣していただけたらと思っております。

加えて、先ほどの池田交番の話もしますが、私は夜結構走るのですが、分かりづらいんですね。

先ほどの見える化ではないですけど、どうせだったらもっとアピールしていただいたほうがいいのかなと思いますので、ちょっと細かい話になるのですが、外側に赤い提灯ちようちんを付けろとは言いませんが、赤色灯か何かを付けていただくことをお願いして、私からの質問を終わります。よろしくお願いします。

扶川委員

予定していることを聞く前に、私は、先ほど空き巣が104件になったというのにびっくりしましたが、これはどういう人たちがやっているかというのは、大体分析はできているのですか。

多田刑事部長

これまで検挙した事件で申しますと、一部県外から何人かで来た犯人グループであったり、あるいは地元の人間が単独で犯行に及ぶと、今の事例はそうっております。

扶川委員

地元といっても近所ではないですね。

多田刑事部長

今は全件について資料を持ち合わせておりませんので、正確にお答えすることはできませんが、近所というよりは同じ管内の人間がそういう犯行をするというのが、これもあったかなかったか資料がありませんので正確には言えませんが、いずれにしても、そんな隣近所の者が隣の空き家に入るというイメージではないのが実態です。

扶川委員

私も被災地支援で東日本に行ったときに、被災地の状況を見回ろうと思って回ったら、警察の方がおられてじろじろ見られました。そのために警察官が就かれているのですから、警戒されるのは仕方がないのですけど。

地元の人が見慣れない人を発見したときに、ある程度通報するのは仕方がないかと思うんですが、そういう意味ではパトロールと併せて、地元の方の協力も仰いで安全な地域づくりをお願いしたいと要望しておきます。

それから、違法薬物の問題について今日もニュースがありましたが、危険ドラッグのことを聞きたいのですけど、その前に、報道によりますと若い人が大麻に関わってたくさん検挙されております。

令和 5 年中、全国の大麻の検挙者数は6,703人中、30歳未満が 7 割というデータが出ておるようですが、令和 5 年中の県内の状況を教えてください。

濱川刑事部首席参事官兼刑事企画課長事務取扱

大麻事犯につきましては、令和 5 年中25件、14人を検挙しております。

年代別で申しますと14人中、20歳未満が 2 人、20代が 6 人、30代が 4 人、40代が 2 人となっております、30歳未満のいわゆる若年層は 8 人で57.1%となっております。

扶川委員

ついでに聞いておきますけど、どこで住んでいる人かとか、地元の人なんですか、それとも県外からとか、それは分かりますか。

多田刑事部長

これも検挙した被疑者の出身地別の資料を持ち合わせておりませんが、所持している大麻事犯の検挙は、県内でパトロール中の警察官が職務質問して検挙するパターンが非常に多くて、イメージなんですけど、地元の間人であるというふうに認識しております。

扶川委員

地元の人は何らかの形で手に入れて、売買して使うということでしょうかね。

手に入れ方が問題なんだろうと思います。その違法薬物はたくさんあるというので、警察庁のホームページで勉強しました。

大麻取締法が適用される大麻のほか、覚醒剤取締法の覚醒剤、麻薬及び向精神薬取締法のコカイン、ヘロイン、MDMAなどの麻薬及び向精神薬に加えて、医薬品医療機器法、旧薬事法で規制される指定薬物があって、これが先ほど言いました危険ドラッグ、指定薬物になるのではないかと思いますけど、それで間違いはないですか。

濱川刑事部首席参事官兼刑事企画課長事務取扱

危険ドラッグとは、覚醒剤、大麻など各法令で所持や使用などを規制された薬物又は法令に基づきまして厚生労働大臣が所持や使用などを禁止するものとして指定した薬物、これらに化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品のことを申します。

また実際には、これらの規制薬物又は指定薬物を含有しているにもかかわらず、合法ドラッグなどと称しまして、これらを含有しない物品であるかのように標ぼうしている物品についても危険ドラッグとして分類しているところでございます。

扶川委員

最初は合法だったものが、そのうち脱法になり、違法になり、今は規制と、全部同じことだとホームページに書いてありました。

しかもそれが、これも正しいのかどうか知りませんが、お香とかハーブとかアロマオイルなんかのフレグランス用品、あるいは入浴用品で販売されるようなことがあったり、見た目で見分らないみたいですね。こういうものが先ほどの入手方法、大麻の場合も一緒ですけど、店舗がなくてもネット販売で簡単に手に入れられるということなんですか。

多田刑事部長

これも先ほどと同様に、事件別にどういった方法で入手したかという資料を今持ち合わせておりませんが、関西方面に行って、直接いわゆる密売人から入手するものもあれば、合法ドラッグと称しながら販売している店舗で購入したり、あるいはインターネットで購入したりという、いろんな類型があると認識しております。

扶川委員

店を開いていて逮捕された事件が徳島県であって、恥ずかしい話ですけど、若い人たちをこういう違法薬物から守るには、違法薬物の知識をちゃんと身に付けてもらうことが重要だと思います。

小中高校生への薬物乱用防止の啓発活動については、教育委員会と連携して全ての年齢層の子供に啓発する必要があると思いますが、令和5年度はどういう啓発活動をしてきたのか、頻度や対象について御説明ください。

上田生活安全部参事官兼生活安全企画課長

ただいま委員から、教育委員会等と連携した小中高校生等への薬物乱用防止の啓発について御質問がございました。

県警察では、教育委員会等と緊密に連携いたしまして、県内の小学校、中学校、高校及び支援学校等において薬物乱用防止教室を開催いたしまして、児童や生徒に薬物を使用することの危険性や有害性の周知を図っているところでございます。

薬物乱用防止教室の開催状況につきましては、過去3年で申しますと、令和3年は137回で延べ8,585人、令和4年は139回で延べ8,919人、令和5年は129回で延べ9,960人を対象にそれぞれ開催しております。

引き続き、教育委員会、学校等の関係機関の方々と連携いたしまして、薬物乱用防止について啓発を努めてまいりたいと思っております。

扶川委員

とにかく一定の年齢までに、全ての子供がこれを受けられるようなペースで教育委員会と連携して取り組んでいただきたいと強く要望しておきたいと思えます。

危険ドラッグなんていうことになると恐ろしいのになかなか正体が分かりにくい。しかも簡単に手に入る方法があるとなると怖いですからね。

一生懸命やっていただきたいてお願いしておくしかないので、ネットの監視も含め、しっかりやっていただきたいと思えます。その際、企画・サイバー警察局のほうで、ネット販売が問題であれば、ネットの監視もしっかりやっていただきたいです。

交通事故防止についてです。

令和5年中の交通事故死者が28人と前年比で5人増えたわけですが、このうち高齢者の交通事故に関して運転中、歩行中など状況別に教えてください。

田村交通部参事官兼交通企画課長

高齢者の交通事故の状況につきまして御質問を頂きました。

令和5年中の65歳以上の高齢者の交通事故発生件数につきましては977件で、全交通事故の約49%を占めております。

高齢者の死者数は21人で、前年と比べて3人増加したほか、全死者に占める高齢者の割合は75%でございます。これは全国平均の54.7%を大きく上回り、全国ワースト2位でございました。

昨年の高齢者の交通死亡事故の特徴でございますが、四輪乗車中が7人、自動二輪車乗車中が1人、自転車乗車中が3人、歩行者が10人でした。

事故類型でございますが、車両単独が5人、出会い頭が4人、追突又は右左折時が各一人、道路横断中が8人、その他が二人でした。

事故の原因でございますが、一般的には加齢に伴う身体機能や判断能力の低下があると考えられますが、5人のシートベルト非着用者や3人の自転車乗車用ヘルメット非着用者など、適切に交通ルールが守られていれば死亡に至らなかった事故も多く認められたところでございます。

今後、一層の高齢化社会の進展が見込まれるところ、高齢者の交通死亡事故対策は重大な課題と認識しており、高齢者が加害者にも被害者にもならないよう、県警察では関係機関・団体と連携を強化いたしまして、高齢者の特性を踏まえたきめ細やかな取組を着実に進めてまいりたいと思います。

扶川委員

死者のうち、歩行者でやられる側が一番多いですけど、次に多いのが運転で四輪乗車中ということですね。

運転中の事故は認知機能が衰えた場合に起こりやすくなるのは当然ですが、免許更新の時期にチェックされなくても、御本人が不安になったら自主返納する仕組みがあるので、それを活用していただけたら有り難いのですが、令和5年度中の自主返納数を教えてください。

田村交通部参事官兼交通企画課長

令和5年中の運転免許証の自主返納の件数は2,031件で、前年と比べまして180件減少している状態でした。

扶川委員

徳島なんかは車がないと不便ですから、私も何件か相談を受けて警察にも相談させていただきましたが、家族が事故を心配しても免許の返納を拒む例も多いんですよ。

そうした場合に、運転免許センターで運転技能の簡易教習を受けて第三者であるプロの職員に運転技能を見てもらって、そのことによって本人が納得して免許返納に至るという仕組みを利用することができる制度があるわけです。

令和5年中の利用状況はどのようになっていますか。

田村交通部参事官兼交通企画課長

令和5年中の運転技能簡易教習の件数についての御質問でございますが、運転に不安のある高齢ドライバー等が、運転免許センターのコースで実際に車を走らせて警察官が指導や助言を行う教習につきましては、令和5年中15件でした。

扶川委員

私のところに相談に来た方が何件かありましたが、みんなこの制度を知らない方でした。

ですからお勧めすることができたわけですが、しっかり広報していただきたいと思います。

非常に良い制度だと思いますので、家族も喜びます。

今日は決算認定特別委員会でありますので、令和6年度にどう取り組むかは聞けませんが、取り組んでいただいておりますので、是非促進していただきたいと要望して終わります。

岡田（理）委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、公安委員会関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時45分）